

平成29年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
〈新規申請分〉



宮城県は、東日本大震災により被災し、現在においても経済的に修学困難である公私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ **すでにこの貸付を受けている方は、今回募集の対象外です。**

1 募集期間 平成29年7月5日（水）～平成29年8月21日（月）
（上記期間内に学校へ提出してください。）

2 貸付対象者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、下記のいずれかにより修学が困難な状況にある生徒

- (1) 生徒の居住する家屋（所有者を問わない）が全壊（全焼）・大規模半壊・半壊（半焼）又はこれに準ずる被災をした場合
注1： 宮城県外に一時避難しており、今年度の申請要件を満たしている場合を含む。
注2： 福島原発事故に伴う警戒区域等外に避難している場合、避難指示が解除された後の申請については貸付を行わない。
- (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病等を負った場合
- (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより、平成23年の収入が被災前年の収入の概ね2分の1以下に減少し、平成24年以降も収入が回復せず、平成28年においても、平成22年の収入と比較して、3割以上の減収となっている場合
- (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

※ 「修学が困難な状況にある」とは、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

① 「平成29年度 高等学校等就学支援金」の支給を受けている場合

【高等学校等就学支援金】

国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満（「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満）の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国から支給される支援金。

② 「平成29年度 高等学校等学び直しへの支援金」の支給を受けている場合

【高等学校等学び直しへの支援金】

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間支給される支援金。

③ ①又は②の支給限度期間を超えて在学している生徒（同一学年履修者、高等学校等の専攻科の生徒等）又は特別支援学校に在学する生徒等で就学支援金制度の対象外である者のうち、「平成29年度 高等学校等就学支援金」と同等の支給要件を満たす者。

3 保証人 保護者等1名が必要です。（生活保護費受給者は、保証人になれません。）

4 貸付金額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法

貸付期間： 平成29年4月～平成30年3月

貸付方法： 年額を一括振込（10月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振入します。

（裏面に続きます）

6 申請に必要な書類

①～④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。

場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

	必要書類（全て原本）
全員共通 提出書類	① 奨学資金貸付申請書 ② 誓約書 ③ 高等学校等育英奨学資金貸付金振入口座登録依頼書 ④ 被災についての申出書 ⑤ 世帯全員の住民票 （被災時の住所確認ができるもの。住民票の除票・戸籍の附票を含む。）
就学支援金制度対象外であるが、同等の支給要件を満たす者（表面2の※の③該当者）	上表の全員共通提出書類のほかに ・保護者等の「平成29年度（平成28年分）課税証明書」（市町村発行） 注1：「保護者等」とは、原則、生徒の親権を行う者（＝親権者。父母がいる場合は父と母の両方）です。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に該当します。

申請理由	必要書類（写しも可）
家屋の全壊・半壊等 （福島原発事故に伴う避難）	・り災証明書 注1：福島原発事故に伴う避難の場合は、被災証明書も可。市町村の判断により避難した場合は、その旨が確認できる書類。 注2：宮城県外に一時避難している場合は、避難先の住居が借家・親戚等の居宅等である場合に限る。住居の賃貸契約書の写し又は住居所有者等が発行した居住についての証明書等（様式は任意）を添付のこと。
主たる家計支持者の死亡・行方不明・重篤な疾病等	事実が確認できる書類いずれかひとつ 戸籍謄本、死亡診断書（検案書）等、医師の診断書等
主たる家計支持者の収入減（収入減の原因が東日本大震災による被災であるものに限る。） ※①と②の書類は両方必要。	① 主たる家計支持者の収入減が確認できる次のいずれかの書類 ・平成22年及び平成28年分の所得証明書（課税証明書） ・平成22年及び平成28年分の源泉徴収票 ・その他、平成22年及び平成28年分の収入が比較確認できる書類 注1：上記平成22年分の公的証明書等がとれない場合は、「被災についての申出書」に事業主等の証明を受けること。 注2：注1の証明が得られない場合は、公的証明書等を提出できない理由及び当該年収額を「被災についての申出書」に記載し、併せて当該年の給与支給明細書等の年収額を算出した根拠資料を提出すること。 ② 主たる家計支持者の勤務先又は自営店舗等の被災が確認できる次のいずれかの書類 ・会社の被災証明書（「被災についての申出書」への会社証明でもよい。）、雇用保険被保険者離職票等の写し等。 ・天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写し ・直接的な被害はなく業績悪化による場合は、その具体的状況を「被災についての申出書」に記載すること。
校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めた者	・家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 ・主たる家計支持者の収入減の場合は、上記「主たる家計支持者の収入減」による書類

7 奨学資金の償還

高等学校等を卒業した場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

高等学校等を経済的理由等により中途退学した場合で就職時又は就職活動時における年間収入見込額が基準収入額を下回る場合は、申請により貸付を受けた金額全額の償還を免除します。

この償還免除は、被災した生徒の将来に、より一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから、特例的に行うものです。

（被災生徒奨学資金以外の宮城県が行っている奨学金には、奨学生の収入状況による償還免除制度はありません。）

申込み手続き等の詳細は、各学校にお問い合わせ下さい。



宮城県教育委員会